

(3) 単位

各教科・科目及び総合的な探究の時間については、標準としては、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間行われた授業を 1 単位と計算する。単位の修得については、その履修の成果が満足できる程度以上に達した成績であれば、その定められた単位数によって認定されるのが原則である。修得の程度によって単位のうちの一部を与えられるということではない。

ただし、あらかじめ計画して、各教科・科目又は総合的な探究の時間を学期の区分に応じて単位ごとに分割して履修したときは、それぞれの学期ごとに単位を認定することができる。また、2 以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに単位を認定することが原則である。

なお、授業の 1 単位時間については、各学校において各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、適切に定めるものとし、実際の時間割編成に当たっては、授業の 1 単位時間を弾力的に運用できる。

第 2 節 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

【総解 P85】

各学校においては、教育課程の編成に当たって、表 1 に掲げる各教科・科目及びその標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

<表 1> 各教科・科目及び標準単位数

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
国語	現代の国語	2	理科	科学と人間生活	2	芸術	書道Ⅰ	2
	言語文化	2		物理基礎	2		書道Ⅱ	2
	論理国語	4		物理	4		書道Ⅲ	2
	文学国語	4		化学基礎	2	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3
	国語表現	4		化学	4		英語コミュニケーションⅡ	4
	古典探究	4		生物基礎	2		英語コミュニケーションⅢ	4
地理	地理総合	2	生物	4	論理・表現Ⅰ		2	
	歴史	地理探究	3	地学基礎	2		論理・表現Ⅱ	2
		歴史総合	2	地学	4		論理・表現Ⅲ	2
	日本史探究	3	保健	体育	7~8	家庭	家庭基礎	2
世界史探究	3	体育		保健	2		家庭総合	4
公民	公共	2	芸術	音楽Ⅰ	2	情報	情報Ⅰ	2
	倫理	2		音楽Ⅱ	2		情報Ⅱ	2
	政治・経済	2		音楽Ⅲ	2	理数	理数探究基礎	1
数学	数学Ⅰ	3		美術Ⅰ	2		理数探究	2~5
	数学Ⅱ	4		美術Ⅱ	2			
	数学Ⅲ	3		美術Ⅲ	2			
	数学A	2		工芸Ⅰ	2			
	数学B	2		工芸Ⅱ	2			
	数学C	2		工芸Ⅲ	2			

1 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間

【総解 P86】

高等部の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数については、原則として増加されていない。

ポイント解説

< 各教科・科目の構成 >

- ① I、II又はIIIが付いている各教科・科目は、その目標や内容を段階的に構成したものである。（例）「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「数学Ⅲ」
- ② A、B、Cが付いている科目は、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成したものである。（例）「数学A」「数学B」「数学C」
- ③ 「地理探究」については「地理総合」を、「日本史探究」及び「世界史探究」については「歴史総合」をそれぞれ履修した後に履修させる。
- ④ 「物理」「化学」「生物」及び「地学」の各科目については、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させる。（例）「物理基礎」→「物理」
- ⑤ 「家庭基礎」「家庭総合」という科目の名称は、その特徴を示しているものであり、履修における順序性を示すものではない。「理数探究基礎」「理数探究」についても、履修における順序性は示していないが、目標や内容を段階的に構成している。
- ⑥ 英語以外の外国語に関する科目については、各学校において一層柔軟に開設されるようにする観点から、学校設定科目として設ける。
- ⑦ 総合的な探究の時間については、教育課程の編成において各学科に共通して設定すべきものである。

※必履修科目と選択科目の履修の順序等については、高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）「第2章各学科に共通する各教科」における各教科の「第3款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」を参照すること。

2 標準単位数

【総解 P87】

標準単位数の制度は、学習指導要領に掲げた単位数（前述表1 各教科・科目及び標準単位数）を標準として一定の幅の範囲内で単位数を配当することができるものである。これにより、各学校においては、その実態に応じて適切な単位数を配当し、特色を持たせた教育課程を編成することができる。

ポイント解説

< 標準単位数より多くの単位数を配当する場合 >

- ① 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- ② 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- ③ 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合
- ④ 生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合

< 標準単位数より少ない単位数を配当することが可能な場合 >

- ① 必履修教科・科目以外の各教科・科目
 - ・生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合
 - ・生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ないと判断される場合
- ② 必履修教科・科目
 - ・原則として標準単位数を減ずることはできない
 - ・生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合のみ減ずることができる。その場合、標準単位数が2単位である場合には単位を減ずることはできないことに留意すること。

※標準単位数を減ずる場合には、事前に県教育委員会事務局特別支援教育室と協議が必要である。

第3節 主として専門学科において開設される各教科・科目

【総解P90】

専門教科・科目の標準単位数

専門教科・科目については、各都道府県の教育委員会がその標準単位数を定め、その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定める。

(1) 特別支援学校（視聴肢病）

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
農 業	農業と環境	2 ～ 6	工 業	電子機械	2 ～ 6
	課題研究	2 ～ 6		生産技術	2 ～ 6
	総合実習	2 ～ 8		自動車工学	2 ～ 8
	農業と情報	2 ～ 6		自動車整備	2 ～ 8
	作物	2 ～ 8		船舶工学	2 ～ 18
	野菜	2 ～ 8		電気回路	2 ～ 8
	果樹	2 ～ 8		電気機器	2 ～ 4
	草花	2 ～ 8		電力技術	2 ～ 6
	畜産	2 ～ 10		電子技術	2 ～ 6
	栽培と環境	2 ～ 6		電子回路	2 ～ 6
	飼育と環境	2 ～ 6		電子計測制御	2 ～ 6
	農業経営	2 ～ 6		通信技術	2 ～ 6
	農業機械	2 ～ 6		プログラミング技術	2 ～ 6
	植物バイオテクノロジー	2 ～ 6		ハードウェア技術	2 ～ 8
	食品製造	2 ～ 8		ソフトウェア技術	2 ～ 6
	食品化学	2 ～ 8		コンピュータシステム技術	2 ～ 8
	食品微生物	2 ～ 6		建築構造	2 ～ 6
	食品流通	2 ～ 6		建築計画	2 ～ 8
	森林科学	2 ～ 8		建築構造設計	2 ～ 8
	森林経営	2 ～ 8		建築施工	2 ～ 6
	林産物利用	2 ～ 8		建築法規	2 ～ 4
	農業土木設計	2 ～ 8		設備計画	2 ～ 6
	農業土木施工	2 ～ 6		空気調和設備	2 ～ 8
	水循環	2 ～ 6		衛生・防災設備	2 ～ 8
	造園計画	2 ～ 8		測量	2 ～ 6
	造園施工管理	2 ～ 6		土木基盤力学	2 ～ 8
造園植栽	2 ～ 6	土木構造設計	2 ～ 8		
測量	2 ～ 8	土木施工	2 ～ 6		
生物活用	2 ～ 6	社会基盤工学	2 ～ 4		
地域資源活用	2 ～ 8	工業化学	2 ～ 8		
工 業	工業技術基礎	2 ～ 4	化学工学	2 ～ 6	
	課題研究	2 ～ 4	地球環境化学	2 ～ 6	
	実習	6 ～ 12	材料製造技術	2 ～ 6	
	製図	2 ～ 8	材料工学	2 ～ 6	
	工業情報数理	2 ～ 4	材料加工	2 ～ 6	
	工業材料技術	2 ～ 4	セラミック化学	2 ～ 6	
	工業技術英語	2 ～ 4	セラミック技術	2 ～ 6	
	工業管理技術	2 ～ 8	セラミック工業	2 ～ 6	
	工業環境技術	2 ～ 4	繊維製品	2 ～ 6	
	機械工作	2 ～ 8	繊維・染色技術	2 ～ 6	
	機械設計	2 ～ 8	染織デザイン	2 ～ 6	
	原動機	2 ～ 4	インテリア計画	2 ～ 6	

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数
工業	インテリア装備	2 ～ 6	家庭	ダイビング	2 ～ 4
	インテリアエレメント生産	2 ～ 6		マリンスポーツ	2 ～ 4
	デザイン実践	2 ～ 6		生活産業基礎	2
	デザイン材料	2 ～ 4		課題研究	2 ～ 4
	デザイン史	2 ～ 4		生活産業情報	2 ～ 4
商業	ビジネス基礎	2 ～ 4		消費生活	2 ～ 4
	課題研究	2 ～ 4		保育基礎	2 ～ 8
	総合実践	2 ～ 4		保育実践	2 ～ 8
	ビジネス・コミュニケーション	2 ～ 4		生活と福祉	2 ～ 4
	マーケティング	2 ～ 4		住生活デザイン	2 ～ 6
	商品開発と流通	2 ～ 4		服飾文化	2 ～ 4
	観光ビジネス	2 ～ 6		ファッション造形基礎	2 ～ 8
	ビジネス・マネジメント	2 ～ 4		ファッション造形	2 ～ 10
	グローバル経済	2 ～ 4		ファッションデザイン	2 ～ 14
	ビジネス法規	2 ～ 4		服飾手芸	2 ～ 4
	簿記	2 ～ 6		フードデザイン	2 ～ 8
	財務会計Ⅰ	2 ～ 6		食文化	1 ～ 4
	財務会計Ⅱ	2 ～ 4		調理	2 ～ 14
	原価計算	2 ～ 6		栄養	2 ～ 3
	管理会計	2 ～ 4		食品	2
	情報処理	2 ～ 6	食品衛生	5	
	ソフトウェア活用	2 ～ 6	公衆衛生	3	
	プログラミング	2 ～ 6	総合調理実習	3	
	ネットワーク活用	2 ～ 4	情報	情報産業と社会	2 ～ 4
ネットワーク管理	2 ～ 6	課題研究		2 ～ 4	
水産	水産海洋基礎	2 ～ 4		情報の表現と管理	2 ～ 4
	課題研究	2 ～ 6		情報テクノロジー	2 ～ 4
	総合実習	2 ～ 12		情報セキュリティ	2 ～ 6
	海洋情報技術	2 ～ 6		情報システムのプログラミング	2 ～ 6
	水産海洋科学	2 ～ 4		ネットワークシステム	2 ～ 4
	漁業	4 ～ 8		データベース	2 ～ 6
	航海・計器	5 ～ 8		情報デザイン	2 ～ 6
	船舶運用	6 ～ 10		コンテンツの制作と発信	2 ～ 6
	船用機関	6 ～ 12		メディアとサービス	2 ～ 4
	機械設計工作	3 ～ 6	情報実習	4 ～ 8	
	電気理論	4 ～ 10			
	移動体通信工学	4 ～ 8			
	海洋通信技術	4 ～ 10			
	資源増殖	4 ～ 10			
	海洋生物	2 ～ 8			
	海洋環境	2 ～ 8			
	小型船舶	2 ～ 4			
	食品製造	2 ～ 12			
	食品管理	2 ～ 12			
	水産流通	2 ～ 6			

教科	科 目	標準単位数	教科	科 目	標準単位数	
福祉	社会福祉基礎	2 ～ 6	音楽	演奏研究	2 ～ 4	
	介護福祉基礎	2 ～ 6		ソルフェージュ	2 ～ 6	
	コミュニケーション技術	2 ～ 4		声楽	2 ～ 8	
	生活支援技術	2 ～ 12		器楽	2 ～ 8	
	介護過程	2 ～ 6		作曲	2 ～ 8	
	介護総合演習	2 ～ 3		鑑賞研究	2 ～ 4	
	介護実習	4 ～ 16		美術	美術概論	2 ～ 4
	こころとからだの理解	2 ～ 8			美術史	2 ～ 4
	福祉情報	2 ～ 4			鑑賞研究	2 ～ 4
理数	理数数学Ⅰ	6 ～ 10	素描		2 ～ 6	
	理数数学Ⅱ	8 ～ 14	構成		2 ～ 4	
	理数数学特論	2 ～ 6	絵画		2 ～ 6	
	理数物理	3 ～ 12	版画		2 ～ 4	
	理数化学	3 ～ 12	彫刻		2 ～ 6	
	理数生物	3 ～ 12	ビジュアルデザイン		2 ～ 6	
	理数地学	3 ～ 12	クラフトデザイン	2 ～ 6		
	体育	スポーツ概論	3 ～ 9	情報メディアデザイン	2 ～ 6	
スポーツⅠ		2 ～ 13	映像表現	2 ～ 6		
スポーツⅡ		2 ～ 13	環境造形	2 ～ 4		
スポーツⅢ		2 ～ 13	英語	総合英語Ⅰ	3 ～ 6	
スポーツⅣ		2 ～ 13		総合英語Ⅱ	4 ～ 8	
スポーツⅤ		3 ～ 9		総合英語Ⅲ	4 ～ 8	
スポーツⅥ		3 ～ 9		ディベート・ディスカッションⅠ	2 ～ 4	
スポーツ総合演習		3 ～ 9		ディベート・ディスカッションⅡ	2 ～ 4	
音楽		音楽理論		2 ～ 6	エッセイライティングⅠ	2 ～ 4
	音楽史	2 ～ 4	エッセイライティングⅡ	2 ～ 4		

(「栃木県立高等学校における令和4年度以降の教育課程編成の手引き」より抜粋)

(2) 特別支援学校(視覚障害)

教科	科 目	単 位	教科	科 目	単 位
保健 理療	医療と社会	2	保健 理療	地域保健理療と保健理療経営	1
	人体の構造と機能	6 ～ 10		保健理療基礎実習	13 ～ 17
	疾病の成り立ちと予防	6 ～ 10		保健理療臨床実習	
	生活と疾病	3 ～ 6		保健理療情報	1 ～
	基礎保健理療			課題研究	1 ～
	臨床保健理療	5 ～ 9			

(「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」に基づく。)

第4節 学校設定科目及び学校設定教科

1 学校設定科目

【総解 P94】

生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成ができるよう、前述の表1（各教科・科目及び標準単位数）に掲げる教科に属する科目以外の科目を「学校設定科目」として設けることができる。ただし、次の点に十分配慮する。

- (1) 名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等部における教育としての水準を確保する。
- (2) 科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図る。

2 学校設定教科及び当該教科に関する科目

【総解 P94】

学校設定科目と同様、各学校が創意工夫を生かし特色ある教育課程を編成できるように、学習指導要領に示す教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。それらの名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めることができるが、高等部における教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮する。

3 学校設定科目・学校設定教科への取組

【総解 P95】

高等部の教育目標は、義務教育の成果を発展・拡充させることである。そのため、生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容について学び直しをし、確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目を開設することができる。その場合は、学校設定科目を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにする。ボランティア活動や就業体験など、学校外活動の単位認定を行うための学校設定教科・科目の開設も可能である。指導に当たっては地域の専門家などの協力を得ることも効果的である。

なお、学校設定科目、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、事前に県教育委員会事務局特別支援教育室と相談した上で定める。

4 「産業社会と人間」

【総解 P95】

学校設定教科に関する科目として総合学科で原則履修科目とされている「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する。なお、「産業社会と人間」を学校設定教科として設定する場合の指導事項は次の3点である。

(1) 職業と生活

各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、職業の種類や特徴、職業生活などについて理解するとともに、勤労の意義について考察し、職業人として必要とされる能力・態度、望ましい勤労観・職業観を養うための学習を行うこと。

(2) 我が国の産業と社会の変化

先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化について理解し、それがもたらした情報化、国際化等の社会の変化、人々の暮らしへの影響について考察するための学習を行うこと。

(3) 進路と自己実現

発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の能力・適性、興味・関心等と各種職業に求められる資質・能力を踏まえ、自己の将来の生き方や進路について考察すること。

第5節 各教科・科目の履修等

1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間 【総解 P97】

全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は表2のとおりとし、その単位数は標準単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態、専門学科の特色等により「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減ずることができる。

＜表2＞ 各学科に共通する必履修教科・科目

教科	科目
国語	「現代の国語」及び「言語文化」
地理歴史	「地理総合」及び「歴史総合」
公民	「公共」
数学	「数学Ⅰ」
理科	「科学と人間生活」「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
保健体育	「体育」及び「保健」
芸術	「音楽Ⅰ」「美術Ⅰ」「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
外国語	「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする）
家庭情報	「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目 「情報Ⅰ」

(1) 必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の種類及びその単位数

＜表3＞に示されている各教科・科目等は、課程や学科を問わず、全ての生徒に共通に履修させる各教科・科目等であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させる。

＜表3＞ 必履修教科・科目等一覧

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	

数 学	数学Ⅰ 数学Ⅱ 数学Ⅲ 数学A 数学B 数学C	3 4 3 2 2 2	○ 生徒の実態、専門学科の特色等により、2単位とすることができる
理 科	科学と人間生活 物理基礎 物理 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学	2 2 4 2 4 2 4 2 4	┌───「科学と人間生活」を ├───含む2科目 ├───又は基礎を付した科目を ├───3科目 └───
保健体育	体育 保健	7～8 2	○ ○
芸 術	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 音楽Ⅲ 美術Ⅰ 美術Ⅱ 美術Ⅲ 工芸Ⅰ 工芸Ⅱ 工芸Ⅲ 書道Ⅰ 書道Ⅱ 書道Ⅲ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	┌───○「音楽Ⅰ」「美術Ⅰ」 ├───「工芸Ⅰ」「書道Ⅰ」 ├───のうちから1科目 └───
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ 論理・表現Ⅰ 論理・表現Ⅱ 論理・表現Ⅲ	3 4 4 2 2 2	○生徒の実態、専門学科の特色等により、2単位とすることができる
家 庭	家庭基礎 家庭総合	2 4	┌───○「家庭基礎」「家庭総合」 └───のうちから1科目
情 報	情報Ⅰ 情報Ⅱ	2 2	○
理 数	理数探究基礎 理数探究	1 2～5	
総合的な探究の時間		3～6	○2単位まで減可

以上の必修教科・科目等の設定により、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の単位数の合計は、各学科とも35単位となる。

(2) 必履修教科・科目の履修（一部単位減）についての留意点

必履修教科・科目の単位数については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には標準単位数が2単位のものを除いて、その単位数の一部を減じることができる。ただし、一部単位減を行う場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行う。なお、必履修教科・科目の単位数を減ずる場合には、事前に県教育委員会事務局特別支援教育室と協議が必要である。

ポイント解説

＜ 必履修教科・科目の単位数を減ずる場合の留意点 ＞

当該科目の目標を実現できる範囲で行う。

「数学Ⅰ」

「数と式」「図形と計量」「二次関数」「データの分析」及び「課題学習」の全てを取り扱うことが必要である。

「英語コミュニケーションⅠ」

「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の5つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、総合的に指導をすることが必要である。

「体育」

標準単位数は7～8単位とされており、卒業までに7又は8単位を配当する。このため7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

総合的な探究の時間の標準単位数は高等学校学習指導要領において3～6単位と示されているため、原則として3単位を下回らないこととする。ただし、特に必要がある場合には、2単位とすることが可能であるが限定的であることに留意する必要がある。

外国の高等学校等に留学していた生徒については、外国における学習について36単位を上限として単位を認めることができるが、必履修教科・科目と照合して個別に単位を認定することが基本であり、各学校において適切かつ柔軟に判断することが求められる。

2 専門学科における各教科・科目の履修

【総解 P104】

専門学科における各教科・科目の履修については、専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置や専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修とする代替措置、職業学科の原則履修科目である「課題研究」等と総合的な探究の時間の履修との代替措置を設け、専門学科において、より一層弾力的な教育課程の編成ができるように配慮している。

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、これまでと同様に25単位以上とする。専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、最低必修単位数の25単位を超えて履修できるよう配慮が必要である。専門教科・科目については、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目も含まれる。

(2) 専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることができる。

(3) 専門教科・科目による必履修科目の代替

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容、代替の範囲などについて、十分検討を行うことが必要である。

ポイント解説

＜ 各教科の代替可能な科目の例 ＞

職業学科 : 情報に関する科目の履修により「情報Ⅰ」に代替

工業に関する学科 : 「デザイン実践」等を「工芸Ⅰ」に代替

家庭に関する学科 : 「公衆衛生」を「保健」に代替

看護に関する学科 : 「基礎看護」「人体の構造と機能」等を「保健」に代替

理療に関する学科 : 「人体の構造と機能」「疫病の成り立ちと予防」等を「保健」に代替

*機械的に代替が認められるものではない。各学校には説明責任が求められる。

(4) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

職業学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健理療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科に属する「課題研究」、看護の「看護臨地実習」、福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究等」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題探究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

ただし、総合的な探究の時間の履修によって「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、総合的な探究の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数に含めることはできない。また、職業資格の取得を主な目的とした学習活動などについては、総合的な探究の時間の趣旨に照らしてふさわしくない。

第6節 各教科・科目の授業時数等

1 年間授業週数

【総解 P107】

各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とする。また、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間 35 週行うことは標準とはされていないため、生徒や学校の実態に応じて、適切に配当することが求められるが、卒業までの各学年の全てにおいて実施する方法や特定の年次において実施する方法、また、年間 35 週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

2 週当たりの授業時数

【総解 P109】

週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、生徒や学校の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行

上で授業時数を確保する必要がある場合などは、30 単位時間を超えて授業を行うことが可能である。

3 ホームルーム活動の授業時数

【総解 P109】

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとする。また、特定の学期又は期間に集中して行うことはできず、生徒に提示される週間授業時間割の中に配当し、全ての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

ポイント解説

＜ ホームルーム活動を毎週履修させなければならない理由について ＞

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等部における道德教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な役割を果たすこと、更には学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての役割を果たすことから、特定の学期又は特定の期間に集中して行うことはできないこととされている。このことは教科担任制におけるホームルーム担任と生徒の信頼関係の構築の観点からも徹底されなければならない。

4 生徒会活動及び学校行事の授業時数

【総解 P110】

生徒会活動及び学校行事については、これらの活動の性質上学校ごとの特色ある実施が望まれるものであるため、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。つまり、それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保すべきであり、指導計画等の作成に当たっては、生徒会活動及び学校行事に充てる授業時数をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

5 自立活動の時間に充てる授業時数

【総解 P111】

各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。なお、各教科等の一部又は全部を合わせた指導において、自立活動を合わせる場合であっても授業時数を適切に定めることに留意することが必要である。

6 授業の 1 単位時間

【総解 P111】

各教科・科目等の授業の 1 単位時間は、各学年及び各教科・科目等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して、各学校が適切に定めるものとする。これは、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を 75 分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を 30 分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて 100 分授業や 25 分授業といった時間割編成を可能とするものであるが、その際においても、卒業までに履修させる単位数の計算は、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位とすることが標準とされていることに留意する必要がある。

7 短い時間を活用して行う指導

【総解 P112】

各教科・科目等の特質に応じ、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合には、その各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の年間授業時数に含めることができる。ただし、この規定を活用する際には、当該各教科・科目等や学習活動の特

質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断をすることが必要である。

ポイント解説

＜ 短時間を活用した授業時間の設定に際しての留意点 ＞

- ① 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた検討を行う。
- ② 各教科・科目等の特質を踏まえて検討し、その妥当性について教育的な配慮に基づいて判断する。
- ③ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努める。
- ④ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いる。

8 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替

【総解 P113】

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

例えば、総合的な探究の時間において、自然体験活動やボランティア活動を行う場合、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。このような場合、特別活動の学校行事に掲げる旅行・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的行事の実施と同様の成果も期待できると考えられるため、総合的な探究の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることができる。

ポイント解説

＜ 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替の留意点 ＞

- ① 特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。
- ② 総合的な探究の時間において体験活動を実施したことのみをもって代替を認めるものではなく、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要がある。
- ③ 補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動や体育祭や文化祭のような特別活動の健康安全・体育的行事、文化的行事の準備などを総合的な探究の時間に行うことは、総合的な探究の時間の趣旨になじまない。

9 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替【総解 P115】

総合的な探究の時間と「理数探究基礎」又は「理数探究」は、いずれも複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して資質・能力を育成するものであることから、方向性は同じであると言える。そのため「理数探究基礎」又は「理数探究」の学習活動の中で「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する場合は、総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

10 年間授業日数

【総解 P116】

学校教育法施行令及び学校教育法施行規則で定められた休業日を除いた日が授業日である。これらの規定等を踏まえ、各教育委員会及び各学校においては、各教科・科目等の内容の指導に支障のないよう適切な日数を確保する。